

旭川市図書館情報システム貸貸借業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年2月7日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-0044 旭川市常磐公園
旭川市教育委員会 社会教育部 中央図書館
電話 0166-22-4174
FAX 0166-25-4793
e-mail central_lib@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

旭川市図書館情報システム貸貸借業務

(2) 業務内容

蔵書検索，貸出返却処理，統計，資料の登録等の図書館業務を円滑に実施するための，パッケージシステムを活用したシステムの貸貸借業務とし，詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(3) 貸貸借及び履行期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで（60か月）

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において、取扱品目番号 4011「コンピューター及び周辺機器貸貸借」及び取扱品目番号 4016「システム一式（ソフトウェア含む）」の入札参加資格を有し、本市が定める経営規模等審査基準において格付等級がAであり、地域区分が市内又は準市内であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市図書館情報システム貸借業務に係るプロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和7年2月7日（金）から令和7年2月27日（木）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL

<https://www2.lib.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年2月27日（木）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参によること。郵送の場合は、確認のため事前に電話連絡すること。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

(3) 提案書の提出

(2)で提案書の提出を要請された者は、次のとおり提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年3月14日（金）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 郵送又は持参によること。郵送の場合は、確認のため事前に電話連絡すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

旭川市図書館情報システム貸借業務に係るプロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合であっても、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 毎月後払いとする。ただし、業務内容ごと一括払いする場合がある。

(5) 長期継続契約

本契約は、賃貸借及び運用管理支援業務のいずれも旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年旭川市条例第40号）に基づく長期継続契約とすることから、契約約款に「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。」旨を規定する。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された書類は返還しない。

(5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(6) 詳細は実施要領等による。